

企画セッション

◆ 知的財産法と独占禁止法 ◆

【概 要】

排他性を有する独占的権利である知的財産権に対し、独占禁止法（以下、独禁法）はどのようなかかわりを持つのか。このテーマについては古くから多くの議論が試みられているが、基調として、両者は車の両輪のように補完しあってイノベーションや経済の発展に貢献するのもあり、両者は決して対立するものではないとされてきた。しかし実際には、知的財産権は競争政策に対して好意的ではないと言われており、実務においてもその傾向が強い。知的財産制度と競争政策ないし独禁法のすみわけについて、独禁法 21 条は「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」として、一応の解決を示している。問題は「権利の行使と認められる行為」の判断であるが、我が国の裁判例・実務では、「権利の行使とは認められない」とされることは極めてまれで、知的財産権の行使が、民法でいう権利の濫用（民法第 1 条 3 項）に当たるような場合に厳しく限定されて来たと考えられる。

実例としては、マンホール蓋枠事件は、マンホール蓋枠に関して自治体の仕様に A の実用新案権が使われているところ、A が蓋枠製造業者に対し保有する実用新案権のライセンスをする際、製品シェアの均等割り付けを行った事案について、一見すると実質的な価格カルテルが疑われる状況であるが、知財高裁は、そのような行為でも知的財産制度の目的に反し趣旨を逸脱するものではないとして、独禁法が適用されるとした（知財高裁平成 18/7/20 LEX/DB25544296）。また、最近の事案であるが、印刷機のメーカーが、それに使用されるトナーカートリッジについて、IC チップのメモリーに記録される情報のため再生品では印刷機が作動しないようにされているので、再生品販売業者がメモリー情報を書換えようとしたところ、メモリーの書換えができない仕様となっていたため、IC チップを新たに製造してそれと取替えて販売する行為が、製造業者が IC チップに有する特許権を侵害した（新たな製造であって消尽しない）として訴えられた事件では、独禁法が適用になるのは「リサイクル品をもっぱら市場から排除する目的によるものと認められる」場合に限られるとした（知財高判令和 4 年 3 月 29 日）。これらの根底には、知的財産権は技術革新をもたらすので、それを保護することは競争促進的であり、仮にそれが競争阻害的となる場合があるとしても、それはよほどの場合に限り得るとする思想があることは明らかだろう。

また、プリンターとインクといった補完関係にある製品についての案件では、特許権その他の知的財産権の行使が問題となるような場合ではなく、単にプリンターとインクのどちらかで仕様（設計）変更があったため、純正品以外のインクがそれに対応することが困難になり、再生品や互換品の使用に影響が出るといったケースにおいて、裁判例はその設計変更の必要性、合理性に照らして公正競争阻害性の有無を判断している（東京地判令和 3 年 9 月 30 日）。しかし、設計変更も通常は競争促進的であるとする思想を背景に、特許権の行使と同様に、「設計変更が不当とされるのはもっぱら純正品以外を市場からの排除が目的である場合に限り」といった、知財高裁の判断の拡張ともみられる見解が主流となっている。

企画セッション

◆ 知的財産法と独占禁止法 ◆

しかしながら、特許発明や設計変更が総じてイノベーションであるとして、それらが競合品の市場からの排除をもつばらの目的としている場合以外不当性を持たないとするのは、「もつばら排除の目的」という主観的要素の一点のみに境界線を求めており、やや極端であるように思われる。

この点、いわゆる製薬業界で見られる戦略であるプロダクトホッピングでは、薬の処方、携帯、投与方法等の変更によって新たな特許権を取得し、古いタイプの薬品の販売を中止し、ジェネリック薬品の市場への参入を遅らせるという方法が取られ、それが反競争的かが問題となる。この場合米国の事例でも、製品の仕様変更であれば当然に競争促進的であって反トラスト法に違反しない、というのではなく、反競争効果と競争促進効果を衡量して判断する「合理の原則」が適用されるのが一般である。

加えて、最近ではいわゆる循環型経済の志向とともに、修理する権利も主張され米国 EU でも法制化の動きがある。修理の中にはリユース（再利用）も含まれると考えられるが、そもそも修理を妨げるような技術仕様を設定することを禁止したり、修理が容易になる製品設計をすることが求められる。そうすると、何らかの理由で修理やリユースに支障をきたすような設計が取られる場合は、その目的や必要性、修理はリユースを確保する手段がとられているか、といった点が注目されることになるのではないだろうか。

【講演者】

萩原浩太

北星学園大学教授・弁護士

中央大学法学部法律学科卒業

一橋大学院国際企業戦略研究科修了（経営法修士）

1994年4月 第46期司法修習終了後 弁護士登録（東京弁護士会）

1996年10月 ニューブリッジ総合法律事務所設立・パートナー弁護士となる

2005年～2017年 公正取引委員会事務総局（官房審決訟務室／経済取引局総務課企画室（課長補佐）／審査局主査

2010年9月～2011年2月 東京理科大学専門職大学院知的財産戦略専攻非常勤講師（不正競争防止法担当）

2017年4月－ 北星学園大学経済学部教授

2018年2月－ 矢吹法律事務所